

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市福祉のまちづくり条例施行規則 平成9年11月21日規則第103号</p> <p>別表第2（第3条関係） 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準</p>		<p>○川崎市福祉のまちづくり条例施行規則 平成9年11月21日規則第103号</p> <p>別表第2（第3条関係） 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準</p>	
整備項目		整備項目	整備基準
1 移動等 円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にすること。</p> <p>ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の利用に供する居室（別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室（以下「住戸等」という。）を除く。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路 <u>（当該利用居室が別表第1の1、2、4及び11（(4)、(6)及び(7)の施設に限る。）に掲げる公共的施設に設ける利用者の利用に供する客席又は観覧席（以下「客席等」という。）である場合にあっては、当該客席等の出入口と車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる部分（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路を含む。イ及びウにおいて同じ。）</u></p>	1 移動等 円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にすること。</p> <p>ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の利用に供する居室（別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室（以下「住戸等」という。）を除く。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p>

改正後		改正前	
	<p>イ 公共的施設又はその敷地に、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路</p> <p>エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路</p> <p>オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路</p> <p>キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限</p>		<p>イ 公共的施設又はその敷地に、<u>車椅子を使用して</u><u>いる者（以下「車椅子使用者」という。）</u>が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。<u>ウにおいて同じ。</u>）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室_____</p> <p>_____までの経路</p> <p>エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路</p> <p>オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路</p> <p>キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限</p>

改正後		改正前	
	る。) (2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。		る。) (2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。
2 敷地内の通路	(略)	2 敷地内の通路	(略)
3 出入口	(略)	3 出入口	(略)
4 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(略)	4 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(略)
5 階段	(略)	5 階段	(略)
6 傾斜路	(略)	6 傾斜路	(略)
7 エレベーターその他の昇降機	(略)	7 エレベーターその他の昇降機	(略)
8 便所	<u>(1) 利用者の利用に供する便所を、利用者が利用する階(当該階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階を除く。)の階数に相当する数以上設けること。この場合においては、特定の階に偏ることなく利用者が利用者の利用に供する便所を利用する上で支障がない位置に設けること。</u> <u>(2) 利用者の利用に供する便所は、床の表面を滑り</u>	8 便所	

改正後		改正前	
	<p><u>にくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(3) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積に応じて市長が別に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。)設けること。ただし、当該階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合に該当する公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 利用者の利用に供する便所を設ける場合((3)の規定により車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)は、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)</u></p>		<p><u>利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</u></p> <p>(5) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法^{のり}は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>オ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>カ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>キ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便</p>		<p>けられている便所は次に定める構造とすること。<u>ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)</u>に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p><u>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>オ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>カ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>キ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報</p>

改正後	改正前
<p>器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。</p> <p><u>ク</u> 車椅子利用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。</p> <p><u>ケ</u> 車椅子利用者用便房が設けられている便所は、<u>直接地上へ通じる出入口のある階</u>に設けるよう努めること。</p> <p><u>(6) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）</u>に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p><u>(7) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）</u>に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、別表第1の4（(1)の施設に限る。）、8（(9)の施設に限る。）、9、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3（(2)の施設に限る。）、4（(3)及び(4)の施設</p>	<p>装置を必要に応じて設けること。</p> <p><u>ク</u> 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。</p> <p><u>ケ</u> 車椅子利用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。</p> <p><u>ク</u> 車椅子利用者用便房が設けられている便所は、<u>直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階</u>に設けるよう努めること。</p> <p><u>(2) 便所内</u>に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p><u>(3) 便所内</u>に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、<u>当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる</u>こと。ただし、別表第1の4（(1)の施設に限る。）、8（(9)の施設に限る。）、9、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3</p>

改正後		改正前	
	<p>に限る。)、8 ((9)の施設を除く。)及び11 ((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル未満の同表の2、4 ((2)の施設に限る。)、7及び11 ((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</p> <p><u>(8)</u> <u>(3)又は(4)</u>の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、<u>そのうち</u>1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>ア</u> 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p><u>イ</u> 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p><u>ウ</u> 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</p> <p><u>エ</u> 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。</p> <p><u>(9)</u> <u>(6)</u>から<u>(8)</u>までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p><u>ア</u> 出入口の幅は、80センチメートル以上とするこ</p>		<p>((2)の施設に限る。)、4 ((3)及び(4)の施設に限る。)、8 ((9)の施設を除く。)及び11 ((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに1,000平方メートル未満の同表の2、4 ((2)の施設に限る。)、7及び11 ((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</p> <p><u>(4)</u> <u>(1)</u>の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>ア</u> <u>床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ</u> 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p><u>ウ</u> 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p><u>エ</u> 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</p> <p><u>オ</u> 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。</p> <p><u>(5)</u> <u>(2)</u>から<u>(4)</u>までに定める便所及び便房は、次</p>

改正後		改正前	
	<p>と。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p><u>(10) (3)から(8)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</u></p> <p><u>(11) 別表第1の8 ((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8 ((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設には、(1)から(10)までの規定は適用しない。</u></p>		<p>に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p><u>(6) (1)から(4)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</u></p>
9 駐車場	<p>(1) 別表第1の1から4まで、8 ((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11 ((1)から(7)までの施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8 ((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9 ((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下(1)において同じ。)が200以下のものにあつては当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)</u>以上の、<u>当該駐車施設の数が200を超えるものにあつては当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上</u></p>	9 駐車場	<p>(1) 別表第1の1から4まで、8 ((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11 ((1)から(7)までの施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8 ((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9 ((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、<u>駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)</u> <u>_____</u>以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p>

改正後		改正前	
	<p>げるものとする。) <u>に2を加えた数</u>以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。<u>ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 1の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 平たんな場所に設けること。</p>		<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 1の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 平たんな場所に設けること。</p>
10 レジ通路等	(略)	10 レジ通路等	(略)
11 浴室、シャワー室又は更衣室	(略)	11 浴室、シャワー室又は更衣室	(略)
12 客室	<p>(1) 別表第1の2((1)の施設を除く。)に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用客室を設けること。</p>	12 客室	<p>(1) 別表第1の2((1)の施設を除く。)に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用客室を設けること。</p>

改正後		改正前	
	<p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所は、<u>床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、8の(5) (ケを除く。以下アにおいて同じ。)</u>に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所 <u>(床の表面を滑りにくい材料で仕上げた8の(5))</u>に定める構造のものに限る。) が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室(11に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。</p> <p>エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p>		<p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所は、<u>8の(1)</u>に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所 <u>(8の(1))</u>に定める構造のものに限る。) が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室(11に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。</p> <p>エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p>
13 客席等及び舞台	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する <u>客席等</u>を設ける場合は、<u>当該客席等に設ける座席の数が400以下のもの</u>にあつては <u>2以上</u>の、<u>当該客席等に設ける座席の数が400を超えるもの</u></p>	13 客席等及び舞台	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する <u>固定式の客席又は観覧席(以下「客席等」という。)</u>を設ける場合は、<u>客席等の数が500席以下のもの</u>にあつては <u>2席以上</u>の、<u>500席を超えるもの</u></p>

改正後		改正前	
	<p>にあつては<u>当該客席等に設ける座席の数</u>に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上の、次に定める構造の<u>車椅子使用者用部分</u>を設けること。</p> <p>ア <u>観覧しやすい</u>位置とすること。</p> <p>イ <u> </u>幅は90センチメートル以上、奥行きは<u>135センチメートル</u>以上とすること。</p> <p>ウ 1以上の<u>車椅子使用者用部分</u>の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>エ <u>床は平らとし、表面は</u>滑りにくい材料で仕上げる<u>こと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台上ることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>		<p>ものにあつては<u>席の数</u>に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上の、次に定める構造の<u>車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用席」という。）</u>を設けること。</p> <p>ア <u>観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる</u>位置とすること。</p> <p>イ <u>1席当たりの</u>幅は90センチメートル以上、奥行きは<u>120センチメートル</u>以上とすること。</p> <p>ウ 1以上の<u>車椅子使用者用席</u>の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>エ <u>床の表面は、</u>滑りにくい材料で仕上げる<u>こと。</u></p> <p><u>オ 出入口から車椅子使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、幅120センチメートル以上とし、区間5メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</u></p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台上ることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>
14 標識	<p>7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、<u>8の(5)から(7)まで</u>に定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、</p>	14 標識	<p>7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、<u>8の(1)から(3)まで</u>に定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、</p>

改正後		改正前	
	<p>9 ((2)の施設に限る。)、10及び11 ((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9 ((1)の施設に限る。)及び11 ((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の標識とするよう努めること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</p>		<p>9 ((2)の施設に限る。)、10及び11 ((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9 ((1)の施設に限る。)及び11 ((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の標識とするよう努めること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</p>
15 案内設備	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、<u>8の(5)から(7)まで</u>に定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4 ((2)の施設に限る。)、9 ((2)の施設に限る。)、10及び11 ((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9 ((1)の施設に限る。)及び11 ((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。</p> <p>ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	15 案内設備	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、<u>8の(1)から(3)まで</u>に定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4 ((2)の施設に限る。)、9 ((2)の施設に限る。)、10及び11 ((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9 ((1)の施設に限る。)及び11 ((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。</p> <p>ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>

改正後		改正前	
	<p>イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。</p> <p>(ア) 点字</p> <p>(イ) 文字等の浮き彫り</p> <p>(ウ) 音による案内</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる方法に類するもの</p> <p>(2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。</p>		<p>イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。</p> <p>(ア) 点字</p> <p>(イ) 文字等の浮き彫り</p> <p>(ウ) 音による案内</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる方法に類するもの</p> <p>(2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	(略)	16 案内設備までの経路	(略)
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(略)	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(略)
18 カウンター及び記載台	(略)	18 カウンター及び記載台	(略)
19 乳幼児等用施設	(略)	19 乳幼児等用施設	(略)